

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月8日

和歌山県知事 岸本周平 殿

提出者 株式会社 テンコーライフ
 住 所 和歌山県田辺市上屋敷三丁目14番12号
 氏 名 代表取締役 玉置佳範
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0739-22-5400

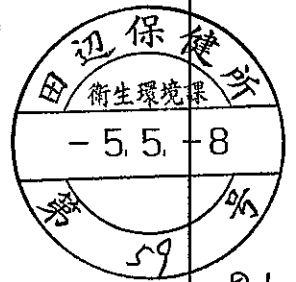
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 テンコーライフ
事業場の所在地	和歌山県田辺市上屋敷三丁目14番12号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行なっている事業に関する事項

① 事業の種類	6 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 104,976 万円
③ 従業員数	20人

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 分別 →	がれき類 → 保管 → 再生処理
		木くず → 保管 → 再生処理
		金属くず → 保管 → 再生処理
		廃プラスチック → 保管 → 再生処理
		ガラスくず → 保管 → 再生処理
		混合廃棄物 → 保管 → 最終処分
		特別産業廃棄物 → 保管 → 最終処分
		その他 → 保管 → 再生処理



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度(4 年度)・実績】
	産業廃棄物の種類 別紙のとおり
	排 出 量 2,097 t
	(これまでに実施した取組) 受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により産業廃棄物の種類毎の排出を予測する。
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙のとおり
	排 出 量 2,097 t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず等、混合廃棄物、特別産業廃棄物、その他の別に分別保管する。 建設混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに、混合状態で排出されるものについては、展開場において適正に分別することにより、可能な限り削減する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続するとともに、具体的な作業手順を定め、教育、啓発等により従業員および関連会社に周知徹底することにより、すべての者が適正に廃棄物を取り扱える仕組みを設ける。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2,097 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,718 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	379 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)するとともに、委託後に定期的な確認を行う。</p> <p>再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確認する。</p>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2,097 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,718 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	379 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>これまで実施した取組を継続する。 さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。 また、再利用が可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。</p>			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属 : 本 社	職 名 : 常務取締役 山下 茂之
廃棄物担当	建築部門長	職 名 : 建築部部长 谷口 悟
	土木部門長	職 名 : 土木部部长 坂本 守
役 割	環境管理委員会	①廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 : 常務取締役 ・委員 : 各部門長 ・事務局 : 総務部
	廃棄物処理統括責任者	①廃棄物処理方針の策定 ②廃棄物処理に関する各種事業の決定、承認
	廃棄物処理担当部門長	①産業廃棄物管理手順の策定・改廃(建築部門長) ②産業廃棄物処理計画の策定 ③産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ④処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ⑤各作業所における、委託契約及びマニフェスト管理状況の監視 ⑥監督官庁への各種報告 ⑦社員、関連会社に対する教育、啓発 ⑧その他関連する事項
	教育を受けた各作業所長	①委託契約(収集運搬委託及び処分委託) ②マニフェストの交付、管理
組織図		
<pre> graph TD RD[代表取締役] --> SD[専務取締役] SD --> TR[統括責任者(常務取締役)] TR --> EMC[環境管理委員会] TR --> BDM[建築部門 廃棄物担当部門長] TR --> TDM[土木部門 廃棄物担当部門長] TR --> GA[総務部] TR --> SA[営業部] TR --> WS[和歌山支店] BDM -.-> BS[建築作業所] BDM -.-> RL1[関連会社] TDM -.-> TS[土木作業所] TDM -.-> RL2[関連会社] </pre>		

別紙

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	がれき類		木くず		金属くず		廃プラスチック		ガラスくず等		混合廃棄物		特別産業廃棄物		その他	
排出量	1,629 t	1,629 t	60 t	60 t	21 t	21 t	5 t	5 t	3 t	3 t	167 t	167 t	28 t	28 t	184 t	184 t
自ら再生利用する量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら熱回収する量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
全処理委託量	1,629 t	1,629 t	60 t	60 t	21 t	21 t	5 t	5 t	3 t	3 t	167 t	167 t	28 t	28 t	184 t	184 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1,629 t	1,629 t	60 t	60 t	21 t	21 t	5 t	5 t	3 t	3 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	167 t	167 t	28 t	28 t	184 t	184 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。